

令和6年11月13日

(一社) 日本電設工業協会

会 員 各 位

一般社団法人 日本電設工業協会

会 長 文 挾 誠



令和6年度における「働き方改革の推進申し入れ」活動のお願いについて

○昨年度から「働き方改革の推進申し入れ」活動を実施いただき誠にありがとうございます。

○令和6年4月1日より、「働き方改革推進」のための労働基準法の改正内容が、建設業にも適用されております。

周知のとおり、建設業の時間外労働時間の上限は、原則、月間45時間、年間360時間となりました。＜法定労働時間は、1日8時間、週40時間です。＞

また、この規定に違反した場合には、刑事罰（6か月以下の懲役または30万円以下の罰金）が適用される可能性があります。

（なお、建設業の場合、災害の復旧・復興の事業については、例外として時間外労働と休日労働の合計について、一般の規制は適用されません。）

○令和6年度におきましても、「働き方改革」が全ての工事関係者の理解と協力のもと実現するよう、今般、当協会の会員の皆さまには、工事の受注に際して、発注者に対し＜別紙＞内容の申し入れを行っていただくことにしましたので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○なお、令和6年度において、本部としても建設業三団体に対し一般社団法人日本空調衛生工事業協会と共同要請を行ったところです。

(別紙)

一般社団法人日本電設工業協会会員におかれては、「働き方改革」推進のため、受注する工事（工期が令和6年4月1日以降にかかる工事をいう。）について、可能であれば営業活動の段階から、昨年に引き続き現場等においても以下の申入れ等を行うようお願いいたします。（別添のチラシをご活用ください。）

1. 発注者に対する現場閉所日数に関する申入れ

現場閉所日数について、会員側から積極的に提案することとし、原則、「4週8閉所」を提案する。工期との関係で「4週8閉所」が難しい場合でも、「4週6閉所」以上の条件を提案する。

<見積書における閉所日数提案の具体例>

① 自社が元請の場合（施主に対して）

「本工事における工事工程については、働き方改革推進のため、4週8閉所とさせていただきますようお願いいたします。」

② 自社が下請けの場合（ゼネコンに対して）

「本工事における工事工程は、働き方改革推進のため、4週8閉所として頂きますようお願いいたします。」

2. 後工程への配慮に関する申入れ

（1）発注に対する適正工期確保に関する申入れ

発注者に対して、電気設備工事は最終ランナーであることから適正な工期の確保など後工程への配慮を併せてお願いする。

（2）発注者に対する仕様の早期決定等に関する申入れ

発注者に対して、仕様を早期に決定願うとともに、仕様変更が可能な期限を設定し、この期限を厳守するよう申し入れる。

また、受注後に発注者の意向による仕様変更があった場合には、工期見直しの検討が必要であることを併せて伝える。

3. 対等な契約関係の構築

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日、内閣官房・公正取引委員会）の遵守をお願いします。

4. 申入れ先について

上記の申仕入れ先、提案先としては、施主（発注者）のみならず、実質的に工期、工程、仕様決定等に関し、影響力の大きい建設会社（ゼネコン）、設計会社等も対象とする。